

事情変更による間接強制決定の変更申立書

令和 7 年 12 月 1 日

横浜地方裁判所第 3 民事部保全係 御中

申立人 宮 部 龍 彦

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 横浜地方裁判所相模原支部平成 28 年(ヲ)第 8 号間接強制決定中、被申立人部落解放同盟を債権者とする部分を取消す。
- 2 同決定中、主文 1「別紙ウェブサイト目録記載の各記事等につき」を次のとおり改めた上、この限定に沿わない部分を取消す。  
「別紙ウェブサイト目録記載 1(1)から(3)のデータのうち、「兵庫県」、「東京府」、「福岡県」、「京都府」と題する表および、同目録記載 1(4)のデータのうち、「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」と題する表および、同目録記載 2 のうち、「兵庫県」、「東京都」、「福岡県」、「京都府」の各項目中の記載につき」
- 3 同決定中、主文 2 の間接強制金について、被申立人らに予想される損害額および状況に適合した適切な金額へ減額するか、または間接強制金の設定そのものを取消す決定を求める。
- 4 申立費用は被申立人の負担とする。  
との決定を求める。

申立の理由

別紙決定書のとおり、基本となる平成 28 年(ヨ)第 16 号仮処分命令申立事件の決定が変更され、事情の変更が生じたため。

#### 疎明資料

1. 甲 1 号証 令和 7 年(モ)第 3013 号 事情変更による保全取消申立事件 決定

以上